

# 山梨県公報

第二千六百九十号

平成二十九年

四月二十日

木曜日

## 目次

### 告示

- 土地改良区の定款の一部変更の認可……………二九一
- 県営土地改良事業の完了……………二九一
- 県営土地改良事業計画の決定……………二九一
- 道路の供用開始……………二九一
- 収入証紙売りさばき人からの廃止の届出……………二九二
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二九二
- 一般競争入札について……………二九二
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………二九四
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………二九四
- 大規模小売店舗の名称及び所在地等の変更の届出(二件)……………二九五
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二九六
- 収去飼料の試験結果の概要……………二九八
- 土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………三〇〇
- 都市計画の変更図書の縦覧……………三〇〇
- 教育委員会……………三〇〇
- 山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則……………三〇〇
- 公安委員会……………三〇〇
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三〇〇

## 告示

### 山梨県告示第四百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十九年四月十二日桶無堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

### 山梨県告示第四百四十八号

県営土地改良事業(大武川地区農地環境整備事業)の工事は、平成二十九年三月三十一日をもって完了した。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

### 山梨県告示第四百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(農業競争力強化基盤整備事業豊富南部地区)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十九年四月二十日 山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十九年五月一日から同月三十一日まで
- 三 縦覧場所 中央市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年六月一日から同月十五日まで

### 山梨県告示第四百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十九年五月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町新倉字明地二九〇番四地先から南巨摩郡早川町新倉字明地二九〇番二〇地先まで	六五・六	平成二十九年四月二十四日

山梨県告示第五十一号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

売りさばき場所	住 所	氏 名	廃 止 年 月 日
南巨摩郡身延町下 山一万三千三百六十 番地一 デイリー ヤマザキ富士川ラ イン店	中央市西花輪千七 百四十六番地七	株式会社アップ リコット 代 表取締役 矢 萩晃一	平成二十九年四月十六日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年四月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人北杜アントレプレナー養成塾
  - 2 代表者の氏名 中村和男
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市小淵沢町一万六千六百六十小淵沢アカデミー
  - 4 定款に記載された目的 この法人は、社会に貢献しようとする熱い想いを持ち新たに事業を始めてみたいと考えている若者や既に起業している若者に対して、起業するうえで欠かすことのできないマインドを学ぶ場の提供等、起業創業に関する支援事業を行い、新たなイノベーションを起こすきっかけを創出することで、広義の地域経済の発展及び産業の振興に資することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年四月十二日から同年五月十二日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 調達する役務の名称及び数量
  - (一) 名称 消防防災ヘリコプター運航管理業務
  - (二) 数量 一式
  - 2 調達する役務の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
  - 3 履行期間 平成二十九年六月一日から平成三十二年五月三十一日まで
  - 4 履行場所 別途協議して定める場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県防災局消防保安課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
  - 1 次のいずれにも該当しない者であること。
    - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
    - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
    - (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）
    - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
  - (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を

営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 仕様等に適合した業務を確実に履行することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 航空運送事業（航空法第二十八条項）及び航空機使用事業（航空法第二十一条項）の許可を得ている者であること。

5 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において、登録業種（役務）のうち、「運送業務」に登録されている者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から平成二十九年四月二十八日（金）まで（山梨県の休日を含め）を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲斐市津谷四百四十五番地の一 山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から平成二十九年四月二十八日（金）までの日（県の休日を除く。）に、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

2 入札説明会 実施しない。なお、現地確認を希望する場合は、次のとおり実施する。

(一) 日時 平成二十九年五月一日（月）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

(二) 場所 四の3に掲げる場所

3 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十九年四月二十八日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで四の3に掲げる場所において直接交付する。

4 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年五月三十日（火）午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館四階四二二会議室

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

(一) 三に掲げる一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 有

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる一般競争入札の参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 本公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

- (三) 詳細は、入札説明書による。  
 (四) 問い合わせ先 山梨県防災局消防保安課消防防災航空担当（電話〇五五一一一〇―三六〇一）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be procured:  
Helicopter operation management service 1set
- 2 Date and time for tender:  
11:00 AM May 30, 2017
- 3 Bureau in charge:  
Fire Fighting and Safety Administration Office, Disaster Prevention Bureau, Yamanashi Prefectural Government  
445-1 Utsuya Kai-shi Yamanashi-ken 400-0108 Japan TEL 0551-20-3601

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一 号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 ケーヨーデイツー甲府国母店
  - (二) 所在地 山梨県甲府市国母八丁目百五番地一外
- 2 変更した事項
  - (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
---------------------------	--------

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八 番一号
------------------------	----------------------------

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八 番一号

- 3 変更の年月日 平成二十年五月二十二日
- 三 届出年月日 平成二十九年二月九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年八月二十一日まで

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。  
 平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

代表取締役 辻田泰徳	
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 竜王駅前ショッピングセンター
  - (二) 所在地 山梨県甲斐市大下条字上河原千六百七十二番地一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳	東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

3 変更の年月日 平成二十八年四月一日

- 三 届出年月日 平成二十九年二月九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年八月二十一日まで

● 大規模小売店舗の名称及び所在地等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

届出者 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名	住所
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一 号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 ケーヨーデイツー塩山店
  - (二) 所在地 山梨県甲州市塩山下塩後字向原九百十八番地外
- 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の所在地	山梨県甲州市塩山下塩後 天神平九百八番外	山梨県甲州市塩山下塩後 字向原九百十八番地外

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八 番一号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に あつては代表者の氏名	変更後の住所

株式会社ケーヨー  
代表取締役 醍醐茂夫  
千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一号

- 3 変更の年月日 平成二十年五月二十二日外
- 三 届出年月日 平成二十九年二月九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年八月二十一日まで

● 大規模小売店舗の名称及び所在地等の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 ケーヨーデイツー櫛形店
  - (二) 所在地 山梨県南アルプス市桃園字八反畑千四百二十九番地一外
- 2 変更した事項
  - (一) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	櫛形ショッピングセンター	ケーヨーデイツー櫛形店

大規模小売店舗の所在地	山梨県中巨摩郡櫛形町桃園千四百二十九番地一外	山梨県南アルプス市桃園字八反畑千四百二十九番地一外
-------------	------------------------	---------------------------

- (二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一号

- (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一号

3 変更の年月日 平成二十年五月二十二日外

- 三 届出年月日 平成二十九年二月九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年八月二十一日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

一 届出者

山梨県知事 後 藤 斎

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地
河口湖商業開発株式会社 代表取締役 中村明智 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称 河口湖ショッピングセンター
  - (二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
ロイヤル商事株式会社 代表取締役 原田洋司	東京都豊島区池袋一丁目七番十七号
有限会社フラワーハウスハセガワ 代表取締役 長谷川朝子	静岡県御殿場市東田中千四百五十五番地一号
株式会社ココカラファイン 代表取締役 塚本厚志	神奈川県横浜市北区新横浜一丁目七番六号イノテックビル

ジュピターコーヒー株式会社 代表取締役 内林久雄	東京都文京区本駒込四丁目四十一番四号
株式会社タツミヤ 代表取締役 指田勉	東京都八王子市暁町一丁目三十二番十三号
伊藤純代	山梨県中巨摩郡昭和町西条五千二百四十一番地百二号
有限会社大黒屋商店 代表取締役 中村一信	山梨県南都留郡富士河口湖町船津三千七百七十四番地
むろい株式会社 代表取締役 室井聡一郎	山梨県中央市流通団地一丁目五番二号
有限会社靴のフジノヤ 代表取締役 中沼繁紀	山梨県南都留郡富士河口湖町船津八百三十七番地
クールカレアン株式会社 代表取締役 堀内一夫	東京都品川区西五反田二丁目七番十二号五反田第一生命ビルディング別館
株式会社セイビドー 代表取締役 輿石丈夫	山梨県甲府市内一丁目十五番八号
株式会社鶴和 代表取締役 鈴木和彦	福島県郡山市喜久田町字前北原五十三番二十六号
株式会社 Devotion 4 代表取締役 羽田恵理	山梨県南都留郡山中湖村平野二千六百五十番地
株式会社 CLAY 代表取締役 野田秀樹	山梨県甲府市新田町十番十号

株式会社卓示書店 代表取締役 渡辺卓史	山梨県富士吉田市下吉田二丁目十四番四号
株式会社田原屋 代表取締役 田熊太郎	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目三番地二号
株式会社ジユノン 代表取締役 宮下正彦	山梨県南都留郡富士河口湖町船津四千五十三番地
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番地十四号
有限会社美美楽楽 代表取締役 渡辺速	山梨県南都留郡西桂町小沼千八百十五番地
相沢章司	山梨県南都留郡富士河口湖町小立八十三番地
有限会社コングロマリット 代表取締役 田中富雄	東京都新宿区西新宿四丁目三十二番六号パークグレース新宿二〇八
株式会社アライ 代表取締役 新井旭	山梨県甲府市住吉三丁目十八番十一号
株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正	山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十五番地一号

- 3 変更の年月日 平成二十九年二月二十三日
- 三 届出年月日 平成二十九年三月六日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年八月二十一日まで

● 収去飼料の試験結果の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十九年二月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 斎



栄 養 成 分 に 関 する 検 査

製造事業場所等の 名称及び所在地	収去の場所	飼料の名称	(輸製造 年月)	試験結果の概要					
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)
清水港飼料株式会社清水工場 静岡県静岡市清水区幸町	富士飼料株式会社 山梨県北杜市白州町鳥原	肉牛肥育用ペレット	平成二十九年一月	一三・五	三・五	二・六	三・六	一・八四	一・〇八
同	同	肉牛育成用	平成二十八年十二月	一六・一	三・〇	三・八	三・八	一・七二	一・〇一
J A 東日本くみあい飼料株式会社清水工場 静岡県静岡市清水区清開三丁目	J A 東日本くみあい飼料山梨営業所 山梨県南アルプス市下高砂	子牛育成用はぐくみ パワー	平成二十九年一月	一九・二	二・五	五・八	三・七	一・五七	一・〇五
中部飼料株式会社本社工場 愛知県知多市北浜町	三階屋株式会社 山梨県南アルプス市在家塚	さわやか前期	同	二四・三	四・七	三・〇	三・七	一・五一	一・三一
同	同	ポーク E M E	平成二十九年二月	一四・三	二・八	三・三	二・五	一・一八	〇・九二
株式会社はくばく 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺	株式会社はくばく 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺	オール混合糠	同	一三・八	五・五	五・九	二・七	〇・一〇	一・六四
									備考

注 試験結果の概要は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対量）を示す。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、塩川土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	飯室治	斐崎市藤井町北下條六七一番地	平成二十九年一月五日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	小泉泰夫	斐崎市藤井町駒井二六七一番地	平成二十九年三月二十四日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、龍岡土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
監事	伊藤保昭	斐崎市水神二丁目三番一号	平成二十九年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
-----	----	-----	-------

「監事」 戸島雅美 「斐崎市水神二丁目三番一号」 平成二十九年四月一日

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画用途地域
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

教育委員会

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年四月二十日

山梨県教育委員会

教 育 長 守 屋 守

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立学校管理規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十一号中「に従事する」を「をつかさどる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

別表第一中

九一	西八代郡市川三郷町岩間一、八 ○四番地二先（主要地方道市川 三郷身延線同士の丁字路交差点）	六郷IC入口	平成二十九年三月二三日 告示第三〇号
----	---	--------	-----------------------

九一	西八代郡市川三郷町岩間一、八 ○四番地二先（主要地方道市川 三郷身延線同士の丁字路交差点）	六郷IC入口	平成二十九年三月二三日 告示第三〇号
九二	南巨摩郡富士川町長澤五八六番 地一〇先（町道同士の十字路交 差点）	まほらの湯南	平成二十九年四月二〇日 告示第四四号

一九五	笛吹市八代町高家二四六番地先 （主要地方道笛吹市川三郷線と 市道との十字路交差点）	JAふえふき 八代東部共選 場西	平成二十七年一〇月二三日 告示第一一八号
-----	---	------------------------	-------------------------

一九五	笛吹市八代町高家二四六番地先 （主要地方道笛吹市川三郷線と 市道との十字路交差点）	JAふえふき 八代東部共選 場西	平成二十七年一〇月二三日 告示第一一八号
一九六	笛吹市八代町増利一六五番地先	ひだまり公園	平成二十九年四月二〇日

（県道と市道との丁字路交差点）前	告示第四四号
------------------	--------

に改める。

別表第三の六七六の項を次のように改める。

六七六	削除	鰍沢	平成二十九年四月二〇日 告示第四四号
-----	----	----	-----------------------

別表第六の三〇五の項を次のように改める。

三〇五	削除	葦崎	平成二十九年四月二〇日 告示第四四号
-----	----	----	-----------------------

別表第十の三、六一八の項を次のように改める。

三、六	削除	笛吹	平成二十九年四月二〇日 告示第四四号
一八			

別表第十の五、五一六の項の次に次のように加える。

五、五二七	市道	南アルプス市十五所七三六番地 一先	南アルプス	平成二十九年四月二〇日 告示第四四号
五、五二八	市道	北杜市武川町牧原九四四番地先	北杜	平成二十九年四月二〇日 告示第四四号
五、五二九	県道藤 垓石和	笛吹市八代町増利一六五番地先	笛吹	平成二十九年四月二〇日

	線				告示第四四号
五、五二〇	国道一 三九号	富士吉田市下吉田二丁目三番一 七号先	一	富士 吉田	平成二九年四月 二〇日 告示第四四号
五、五二二	町道	南都留郡富士河口湖町船津二、 一八八番地一先	二	富士 吉田	平成二九年四月 二〇日 告示第四四号

別表第十の二の項の次に次のように加える。

三	主要地 方道甲 府荻崎 線	甲府市丸の内一丁目五四一番 地一先（甲府駅南口公共交通 ロータリー前）	五時か ら翌日 二時ま で	甲府	平成二九年四月 二〇日 告示第四四号
---	------------------------	---	------------------------	----	--------------------------

別表第十四の一、七四八の項の次に次のように加える。

一、七 四九	町道	南巨摩郡富士川町 長澤一八番地四 先（長沢下交差点 ）から南巨摩郡富 士川町長澤一三九 番地六先（県道と 町道との丁字路交 差点）までの両側	一一〇	車両（ 原付・ けん引 ②③を 除く。）	四〇	鰍沢	平成二九 年四月二 〇日 告示第四 四号
-----------	----	---	-----	----------------------------------	----	----	----------------------------------

別表第十五の一の一九の項を次のように改める。

一九	国道三 五八号	甲府市中畑町一、一 一番地三先から甲 府市右左口町八〇五 番地先までの下り線	七五五	車両	終日	南甲 府	平成二九 年四月二 〇日 告示第四
----	------------	---	-----	----	----	---------	----------------------------

							四号
--	--	--	--	--	--	--	----

別表第十五の四九一の項の次に次のように加える。

四九二	国道三 五八号	甲府市右左口町六六 六番地二先から甲府 市中畑町一、一一一 番地三先までの両側	六〇〇	車両	終日	南甲 府	平成二九 年四月二 〇日 告示第四 四号
-----	------------	--	-----	----	----	---------	----------------------------------

別表第十六の六、〇一五の項を次のように改める。

六、〇一五	削除				甲府	平成二九年四月 二〇日 告示第四四号
-------	----	--	--	--	----	--------------------------

別表第十六の一、八九二の項の次に次のように加える。

一一、八九三	町道	中巨摩郡昭和町築地新居七六三 番地先（町道同士の丁字路交差 点・南進車両）				南甲府	平成二九年四月 二〇日 告示第四四号
一一、八九四	町道	南巨摩郡富士川町長澤一三六番 地八先（町道同士の十字路交差 点・西進車両）				鰍沢	平成二九年四月 二〇日 告示第四四号
一一、八九五	町道	南巨摩郡富士川町長澤一二三番 地一先（町道同士の丁字路交差 点・西進車両）				鰍沢	平成二九年四月 二〇日 告示第四四号
一一、八九六	町道	南巨摩郡富士川町長澤一二八番 地一先（町道同士の十字路交差 点・東進車両）				鰍沢	平成二九年四月 二〇日 告示第四四号

丁字路交差点 までの両側					
-----------------	--	--	--	--	--

別表第十九の二の項を次のように改める。

一一	削除	甲府 斐崎 笛吹	平成二九年四月二〇日	告示第四四号
----	----	----------------	------------	--------

別表第十九の七九の項を次のように改める。

七九	国道一 三八号	富士吉田市上吉田二、三〇八番地 五先(富士見公園前交差点)から 南都留郡山中湖村山中八六五番地 一一先(山中湖西交差点)までの 北側歩道(四、七三〇メートル)	富士吉 田	平成二九年四月二〇日	告示第四四号
----	------------	---	----------	------------	--------

別表第三十の三の二の項を次のように改める。

二	削除		甲府	平成二九年四月二〇日	告示第四四号
---	----	--	----	------------	--------

一一、八九七	町道	南巨摩郡身延町大野一八〇番地 五先(県道と町道との十字路交 差点・南進車両)	南部	平成二九年四月二〇日	告示第四四号
一一、八九八	県道光 子沢大 野線	南巨摩郡身延町大野一一一番地 先(県道と町道との十字路交差 点・北進車両)	南部	平成二九年四月二〇日	告示第四四号
一一、八九九	県道藤 笠石和 線	笛吹市八代町南四、六九〇番地 六先(笛吹八代スマートIC出 入口と県道との丁字路交差点・ 北進車両)	笛吹	平成二九年四月二〇日	告示第四四号
一一、九〇〇	市道	富士吉田市小明見五丁目一番 五号先(県道と市道との丁字路 交差点・北進車両)	富士吉 田	平成二九年四月二〇日	告示第四四号
一一、九〇一	県道日 影笹子 線	大月市笹子町黒野田二五九番地 二先(国道二〇号と県道との丁 字路交差点・東進車両)	大月	平成二九年四月二〇日	告示第四四号
一一、九〇二	市道	都留市井倉三四八番地二先(市 道同士の丁字路交差点・南進車 両)	大月	平成二九年四月二〇日	告示第四四号

別表第十七の一、二〇二の項を次のように改める。

一一、二〇二	主要地 方道富 士川南 アルプ ス線 町道	南巨摩郡富士川 町大柵二四八番 地一先(大柵交 差点)から南巨 摩郡富士川町長 澤一三九番地六 先(町道同士の	六五〇	車両	終日	鯨沢	平成二九 年四月二 〇日	告示第四 四号
--------	--------------------------------------	---	-----	----	----	----	--------------------	------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番